

重要文化的景観を含む景観計画 区域における景観形成基準

—一般的な区域との違いに着目して—

THE LANDSCAPING STANDARDS IN THE LANDSCAPE PLANNING AREA COVERING THE IMPORTANT CULTURAL LANDSCAPE

— Focusing on the differences from the normal
area —

今村洋一 * 1

キーワード：
文化的景観, 景観計画, 景観形成基準

Keywords:
Cultural landscape, Landscape planning, Landscaping standard

Yoichi IMAMURA * 1

The purpose of this study is to clarify the difference of the landscaping standard from the normal landscape planning area and the landscape planning area covering important cultural landscape through the analyzing 19 important cultural landscapes designated by August 2010. I can point out that there are 3 types as the differences, and that some standards bring the important view points. I can also point out the regulations working to strengthen the character of cultural landscape are few.

1. はじめに

1.1 背景及び目的

2005年に文化財の種別に加えられた「重要文化的景観^{註1)}」の保護は、省令に基づく文化的景観保存計画と、景観法に基づく景観計画が両輪となっており、建築物等を対象とした規制手法に着目すれば、景観計画で定める景観形成基準をどう設定するかが、この制度の効果的運用の鍵の一つとなっている。特に、後述するように、景観計画区域の中に、重要文化的景観を含む重点区域を設定し、他の一般的な景観計画区域（以下、「一般的な区域」）とは異なる景観形成基準を設けている事例が多数見られる。

そこで本研究では、2010年8月1日までに選定された19の重要文化的景観を対象に、重要文化的景観を含む重点区域における建築物の新增改築等に係る景観形成基準について、一般的な区域とどのような違いがあるのか、一般的な区域にない基準としてどのようなものが設けられているのかを明らかにし、重要文化的景観での景観形成基準のあり方を検討するための一助としたい。

1.2 既往研究及び本研究の位置付け

重要文化的景観の保護制度を扱った研究には、文化的景観保存計画と景観計画の制度的課題を論じたもの²⁾、全国8事例を対象に文化的景観保存計画と景観計画での区域設定や規制状況を明らかにしたもの³⁾、全国19事例を対象に重要構成要素の保護状況を明らかにしたもの⁴⁾、萩市を事例に重要文化的景観と重伝建地区の2つの制度の連携可能性や課題を検討したもの⁵⁾、都市の文化的景観の捉え方や保全の実態を論じたもの⁶⁾などがある。これらに対し本研究は、景観計画に定める景観形成基準に着目する点に特徴があり、制度の効果的運用に向けた示唆を得ようとするものである。

2. 重要文化的景観に係る景観計画区域の設定状況（図1）

19事例の景観計画区域の範囲は、14事例（74%）が自治体全域の「全域型」、5事例が自治体域の一部、すなわち重要文化的景観

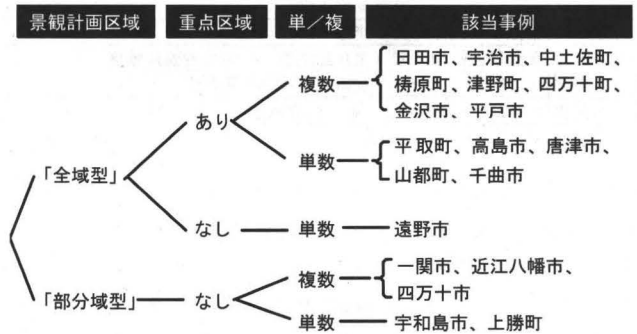


図1 景観計画の区域設定と重要文化的景観の選定区域との関係
(注)「単/複」については、重点区域「あり」の場合は重点区域の数、重点区域「なし」の場合は景観計画区域内の区域数から判定している。

の選定区域とその周辺だけの「部分域型」であった。

「全域型」では、遠野市を除く13事例において重要文化的景観を含む重点区域が設定されていた。重点区域とは、景観計画区域内において特に重点的に景観形成を図る区域であり、通常、一般的な区域よりも厳しい景観形成基準が定められている。なお、このうち8事例では、重要文化的景観を含む重点区域が複数設けられ、各々に景観形成基準が定められている。一方、「部分域型」は、重要文化的景観に特化した景観計画区域が設定されており、「全域型」の重点区域に相当する範囲が景観計画区域となっているとみなすことができる。そのため「部分域型」で、重点区域を設けている事例はない。

3. 考察方法と全体的傾向

3.1 考察対象とする事例

この先の考察対象は、重要文化的景観を含む重点区域に係る景観形成基準と、一般的な区域における景観形成基準を比較することができる事例である。すなわち、「全域型」で、重要文化的景観を含む重点区域を有する13事例のうち、重点区域に付加する景観形成基準が定められていない平取町^{註2)}、重点区域以外の景観形成基準が定

¹⁾ 長崎大学工学部工学科社会環境デザイン工学コース 准教授
(〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号)

¹⁾ Assoc. Prof., Civil and Environment Engineering, Faculty of Engineering, Nagasaki Univ.

表1 項目ごと・区域ごとの建築物の新增改築等に係る景観形成基準の違い一覧

事例名	重要文化的景観を含む 重点区域の名称	形態 意匠	色彩	高さ	位置	素材	緑化	比較対象とする一般的な区域
高島市	景観形成推進区域（文化的景観地区）	◆	=	☆	◆▲	◆	◆▲	景観計画区域全域（景観形成推進区域以外）
日田市	小鹿田焼の里景観形成重点地区（集落景観区域）①	◆	☆	=	◆	◆	=	景観計画区域全域（景観形成重点地区、伝統的建造物群保存地区以外）
	同上（山林景観区域）②	◆	☆	=	=	◆	=	
山都町	景観形成地域（白糸台地周辺地域）	=	=	=	=	=	=	景観計画区域全域
宇治市	重点地区1（中央玄関口地区）①	◆▲	▲	◆	◆	◆	=	市街地・田園・山麓・山間地区
	同上 2（世界遺産周辺地区）②	◆▲	▲	◆	◆	◆	=	
	同上 3（世界遺産保全および特別風致地区）③	◆▲	▲	◆	◆	◆	=	
中土佐町	景観重点区域（第一種地区）①	=	=	▲			=	一般地区
	同上（第二種地区）②	=	=	▲			=	
構原町	景観重点区域（ししまる地区）①	◆▲	▲	▲	◆	◆		一般景観区域
	同上（神在居地区）②	◆	▲	▲	=	=		
	同上（四万十川源流ゾーン）③	◆	=	▲	=	=		
	同上（歴史・文化の香るゾーン）④	◆	=	▲	=	=		
	同上（四国カルストゾーン）⑤	=	=	=	=	=		
津野町	景観重点地区（北川地区）（船戸地区）（芳生野地区）（口目ヶ市地区）（大古見地区）	◆	▲	▲		=		一般地区
四万十町	景観重点区域（第一種地区）①	=	=	▲				景観一般地区
	同上（第二種地区）②	=	=	=				
金沢市	景観形成区域（歴史文化象徴区域）①	◆▲	▲	◆	▲	◆	◆	景観計画区域（その他区域）
	同上（伝統的街並み区域）②	◆▲	▲	◆	▲	◆	◆	
	同上（川筋景観区域）③	◆▲	▲	◆	▲	◆	◆	
	同上（遠望風致区域）④	◆▲	▲	◆	▲	◆	◆	
	同上（景趣調和区域）⑤	◆▲	▲	◆	▲	◆	◆	
	同上（商業業務区域）⑥	◆	▲	◆	◆	◆	◆	
千曲市	景観形成重点地区（姥捨地区）	=	▲	▲	=	=	=	田園地域、山里・高原地域
平戸市	重点景観計画区域（生島島南部・平戸島西海岸地区）①	☆	▲	▲	=		☆	一般景観計画区域
	同上（宝亀教会周辺地区）②	☆	▲	▲	=		☆	

凡例 ☆：項目追加 ◆：内容追加 ▲：内容強化 =：一般的な区域と同一基準 空欄：基準なし

(注)各重点区域の名称の右側の丸囲み数字は、表4～表9において、該当する重点区域を参照するために付している。

められていない唐津市を除く11事例である(表1)。なお、重点区域を複数有する事例があるため、区域数では26区域である。

3.2 景観形成基準の違いの全体的傾向

本研究では、建築物の新增改築等に係る届出対象と景観形成基準を扱う。景観形成基準は、形態・意匠、色彩、高さ、位置、素材、緑化の6項目^{注3)}に分類できる。全体を概観すると、一般的な区域での景観形成基準に対する違いとして、「項目追加」「内容追加」「内容強化」の3種類がみられた(表2)。このうち、「内容追加」と「内容強化」が多く、後述するように項目によって用いられる方法に傾向がみられる。自治体の裁量が大きいため、基準の違いが多くみられる事例と、少ない事例とがある^{注4)}。なお、景観上保存すべき既存建築物の増改築と、その他の既存建築物の増改築や新築で分け、それぞれに景観形成基準を設けている事例はなかった^{注5)}。

4. 届出対象の拡大状況

山都町を除き、重要文化的景観を含む重点区域のほうが、一般的な区域よりも届出対象の数値基準が厳しくなっている(表3)。建築物の高さと面積(建築面積あるいは延床面積)で規定している事例が多いが、一般的な区域に対し、面積だけを低く設定(タイプ1)、高さと面積の双方を低く設定(タイプ2)、高さの定めはなく面積を著しく低く設定(タイプ3)、すべてが届出対象(タイプ4)、といったように、事例によって異なっている。

また、高島市とタイプ3・4の計6事例では、一般的な区域においては、届出対象となる面積を500～3,000m²のように比較的規模の大きな建築行為に限定しながら、重点区域では10m²あるいはすべてにまで届出対象を拡大しており、重点区域に限って、ほぼ全ての建築行為をチェックしようとしていることが分かる。

表2 景観形成基準の違い

強化方法	定義
項目追加	一般的な区域にない項目を重点区域で設けている
内容追加	一般的な区域にない記述内容を重点区域で定めている(項目自体は一般的な区域にもある)
内容強化	一般的な区域よりも厳しい数値基準や詳細・限定的な記述内容となっている(項目自体、記述内容自体は一般的な区域にもある)

表3 届出対象の拡大状況

事例名	重点区域	一般的な区域	対象拡大
山都町	高さ10m超又は建築面積1,000m ² 超	高さ10m超又は建築面積1,000m ² 超	同一
中土佐町	高さ10m超又は延床面積100m ² 以上	高さ10m超又は延床面積200m ² 以上	タイプ1
構原町	高さ10m超又は建築面積100m ² 超	高さ10m超又は建築面積200m ² 超	
四万十町	高さ10m超又は延床面積100m ² 以上	高さ10m超又は延床面積200m ² 以上	
津野町	高さ10m超又は建築面積100m ² 以上	高さ15m超又は建築面積200m ² 以上	タイプ2
高島市	高さ5m以上又は延床面積10m ² 以上	高さ13m以上又は延床面積500m ² 以上	
日田市	建築面積10m ² 超	高さ13m(商業地域15m)以上又は延床面積3,000m ² 以上	タイプ3
千曲市	建築面積10m ² 超	高さ13m超又は延床面積1,000m ² 以上	
平戸市	建築面積10m ² 超	高さ13m超又は延床面積500m ² 以上	
宇治市	すべて(増改築は行為の高さ5m超又は床面積10m ² 超)	高さ20m超又は建築面積1,000m ² 超又は最長部長さ50m超(増改築は行為の高さ5m超又は床面積10m ² 超)	タイプ4
金沢市	すべて	高さ10m超又は土地面積3,000m ² 以上(市街化区域)・1,500m ² 以上(市街化区域外)	

5. 一般的な区域と比較した重点区域での景観形成基準強化

5.1 形態・意匠(表4)

7事例19区域において、形態・意匠に係る基準の違いが確認でき

た。大半は「内容追加」によるもので、概して伝統的な形態・意匠を目指し、特に屋根の形状や勾配、軒や庇など屋根まわりに関する基準が追加されている場合が多い(表4 網掛: 6事例)。中でも日田市では、かなり具体的な数値基準となっているが、これは既存建築物の屋根まわりの統一的な形態・意匠を踏襲するという観点から定められたもので、これにより、屋根まわりについては、既存建築物と同様の形態となるように指導ができています(注6)。

5.2 色彩(表5)

7事例17区域において、色彩に係る基準の違いが確認できた。大半は「内容強化」によるもので、色相について一般的な区域よりも具体的に示されている場合が多い(表5 網掛: 6事例)が、茶系、グレー系など、一定の色相に限ろうとする事例(宇治市、金沢市、平戸市)と、特定の色相に限るのではなく、自然素材色を活かそうとする事例(日田市、栲原町、千曲市)とがある。後者の日田市では、既存建築物が無着色の自然素材を使用しており、特定の色相に塗ってしまうと却って文化的景観を損なうことになるという観点から、このような基準を定め、指導している(注6)。自然素材以外の場合でも一定の色相に誘導せず、彩度4以下とし、できるだけ落ち着いた色合いになるよう指導している(注6)。

5.3 高さ(表6)

7事例12区域において、高さに係る基準の違いが確認できた。大半は「内容強化」によるもので、一般的な区域でも数値基準を定め、重点区域ではより低い数値基準を設けて、高さを抑えている(表6 網掛: 6事例)。ただし、高島市では、絶対高さを基準と

表4 一般的な区域にない形態・意匠に係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
高島市	◆平滑な大壁面が生じないよう陰影効果に配慮
日田市	◆2階以下 ① ◆屋根:切妻又は入母屋 ① ◆屋根勾配:4.5/10~6/10程度 ① ◆軒の出3尺程度 ① ◆ケラバ2尺程度 ① ◆2階小屋梁間は3間程度以下 ① ◆登り窯上屋等で梁間を大規模とする場合は景観に配慮し、窯元組合の同意を得る ① ▲地区の伝統的様式を尊重 ① [←地域特性に配慮しゆとり・風格等の演出に努める]
宇治市	◆給排水管・ダクト等は道路側壁面に露出させない ①②③ ◆付帯施設はまちなみ形成に留意した意匠・形態 ①②③ ◆屋根は美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状 ① ◆周辺建築物に合わせた屋根形状 ②③ ▲世界遺産の景観を損なわない形状・色彩・デザイン、世界遺産や周辺に調和した色彩・デザイン ①②③ [←町並みの創造に寄与するよう周辺に調和、自然景観に調和] ▲屋上設備は設けない ②③ [←屋上設備は建築物内に収容するのが望ましい(やむをえない場合は壁面を立ち上げるカルーパーで覆う)]
栲原町	◆2階以下 ①②③④ ◆軒の出50cm以上 ① ◆適度な軒の出に努める(第一種区域) ③
津野町	◆軒の出50cm以上
金沢市	◆伝統的な形態意匠に努める ①②③④⑤⑥ ◆外壁は柔らかな表情が感じられる形態意匠に努める ①②③④⑤ ◆軒や庇の設置に努める ①②③④⑤ ◆太陽光発電設備は屋根材と一体となった形式で屋根の色彩と同様のもの ①②③④⑤ ◆伝統的街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本、斜面緑地保全区域では勾配屋根を原則 ①②③ ◆山並み・スカイラインとの調和に配慮した勾配屋根を基本、斜面緑地保全区域では勾配屋根を原則 ④
平戸市	★特異な形態の禁止 ①② ★軒のある勾配屋根 ①②

(注1)凡例(☆◆▲)は表1と共通。

(注2)「内容強化」に対応する一般的な区域の基準を[←]で表している。

(注3)基準の右側記載の丸囲み数字は、該当する重点区域を表している(表1の重点区域の名称欄を参照)。

※上記(注1)~(注3)は、表5~表9にも適用。

していない。文化的景観の背景保護の観点から、13m以上の場合は何らかの景観配慮を求め、13m未満の場合でも、山なみ・琵琶湖水面・樹林の連続性・周辺建築物のスカイラインへの影響を個別に判断することとしている。そのため案件によっては、より低くするような指導も含め、柔軟に対応していくこととしている(注6)注7)。

5.4 位置(表7)

4事例11区域において、位置に係る基準の違いが確認でき、すべて「内容追加」によるものであった。他の項目と異なり、共通的な追加基準は、宇治市と金沢市での壁面線を揃えることや3階以上部分の後退(表7 網掛)のみであった。その一方で、文化的景観保存管理計画で特定される「重要な構成要素」など、当該文化的景観に係る個別具体的な基準が追加されている点が特筆される(表7 囲み)。

表5 一般的な区域にない色彩に係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
日田市	☆自然素材色又は概ね彩度4以下 ①②
宇治市	▲屋根は光沢のない灰色を基調とするなど低彩度 ①② ▲屋根はいぶし和瓦のような色彩 ③ [←屋根の基調色は落ち着いた低彩度]
栲原町	◆周辺と調和 ③④⑤ ▲自然色を基本 ①② [←鮮やかな原色は避ける]
津野町	▲マンセル値10未満(彩度10未満) [←マンセル値10未満(彩度10未満)が好ましい]
金沢市	▲外壁:茶・ベージュ系 ① ▲外壁:茶・ベージュ・グレー系 ②③④⑤⑥ [←周辺との調和、外壁は明度・彩度が奇抜にならないよう配慮] ▲屋根:金属板葺はメタリックな光沢が少ないもの ①②③④⑤⑥ ▲屋根:黒・グレー系 ①②③⑤ ▲屋根:低明度・低彩度 ④ ▲屋根:茶・黒・グレー系の低彩度 ⑥ [←屋根は彩度を抑えた落ち着いた色調]
千曲市	▲自然素材色を基調 [←できるだけ落ち着いた色彩を基調]
平戸市	▲外壁:基調色は茶色・ベージュ色・クリーム色・灰色を推奨、それ以外の場合は、R、YR:明度3~8、彩度6以下、Y:明度3~8、彩度4以下、N:明度3~9、他:明度3~8、彩度2以下 ①② ▲屋根:基調色はこげ茶・黒灰色・暗緑色を推奨、それ以外の場合R、YR:明度6以下、彩度6以下、Y:明度6以下、彩度4以下、他:明度6以下、彩度2以下 ①② [←基調色はけばけばしくならないよう周辺と調和、R、YR:彩度6以下、Y:彩度4以下、他:彩度2以下]

表6 一般的な区域にない高さに係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
高島市	☆山なみ・琵琶湖水面・樹林の連続性・周辺建築物のスカイラインに影響を与えない高さ ☆周辺との調和を図る基準がない場合13m未満にするよう努める
中土佐町	▲13m以下 ① ▲20m以下 ② [←30m以下]
栲原町	▲10m以下 ①②③④ [←13m以下]
津野町	▲10m以下 [←20m以下]
四十万町	▲13m以下 ① [←20m以下]
千曲市	▲おおむね10m以下 [←13m以下]
平戸市	▲13m以下 ①② [←周辺に調和した高さ]

表7 一般的な区域にない位置に係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
高島市	◆敷地境界線からできるだけ多く後退 ◆建築物等の規模を勘案して釣合よく配置
日田市	◆敷地の履歴を考慮 ① ◆ツボ(前庭)を設ける ①
宇治市	◆世界遺産から見えないよう努める ① ◆道路側に広場・公開空地を必要に応じて確保 ① ◆道路正面に位置する場合は正面性を確保 ② ◆宇治川と道路に面する場合は両方に正面性を確保 ③ ◆壁面線を周辺に揃える ②③ ◆駐車場等は道路から見えないよう配慮 ②③ ◆まちなみの連続性確保のため築地塀等の設置に努める ②③ ◆3階以上は2階壁面より3m後退 ②③
金沢市	◆できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める ①②③⑤ ◆3階以上は2階壁面より後退 ①②③④⑤ ◆地区毎の町割・地割を活かした配置に努める ①

日田市では文化的景観を特徴づけている窯元の屋敷形態を保全するため、重要な構成要素であるツボと呼ばれる作業用の前庭を設けるという基準を定め、建替えなどでツボが失われるのを防止している^{注6)}。宇治市では重要構成要素である宇治橋からの宇治川の良好な眺めを保全する観点から、宇治川に対しても正面性を確保するように求める基準を定め、別途作成のガイドラインにより、単調な壁面や物置小屋などの設置をしないよう指導している^{注6)}。金沢市では重要構成要素である城下町時代から継承される町割・地割の維持を基準として定め、敷地の細分化や統合をしないよう指導している^{注6)}。

5.5 素材 (表8)

4事例8区域において、素材に係る基準の違いが確認できた。「内容追加」と「内容強化」の双方があるが、どの事例でも、木材や石材、瓦などの自然素材が基準として追加されており、自然と調和した質感を維持しようという意図が読み取れる(表8網掛)。しかし、「伝統的な様式の建築物で形成された地区では周辺と同様の素材を用いる」という基準を合わせて定めている高島市であっても、石や木の具体的な種類まで問うわけではない^{注6)}。

5.6 緑化 (表9)

4事例11区域において、緑化に係る基準の強化が確認できた。殆どが「内容追加」によるもので、樹木などの保全に関する基準が追加されている場合が多い(表9網掛)。ただし、具体的に当該文化的景観に係る特定の樹種などに言及しているのは、高島市のヨシ原だけである(表9囲み)。高島市では、湖岸のヨシ原が途切れるのを防止するという観点から、この基準を定めて指導している^{注6)}。

6. まとめ

- (1)重要文化的景観の構成要素として保存すべき既存建築物の増改築と、その他の既存建築物の増改築や新築で、別々に景観形成基準を設けている事例はなく、ケースごとの基準設定が課題である。
- (2)殆どの事例で、一般的な区域よりも重点区域での届出対象が拡大されており、建築物の高さと面積の設定の仕方でも4タイプに分類できる。一般的な区域での届出対象を比較的大規模な建築行為としていながら、重要文化的景観を含む重点区域では、ほぼすべての建築物を届出対象とする事例が比較的多くみられた(6事例)。
- (3)形態・意匠、位置、素材、緑化では、定性的な基準が多いため、一般的な区域では規制していない要素や、当該文化的景観に固有の要素に関する基準を新たに設ける「内容追加」が多くなされていた。一方、色彩、高さでは、定量的な基準あるいは色相のようにレンジをもつ基準が多いため、一般的な区域の数値基準やレンジをより厳しくする「内容強化」が多くなされていた。
- (4)当該文化的景観に係る個別具体的な基準は、位置(日田市、宇治市、金沢市)と緑化(高島市)でいくつか設定されているだけであった。例えば、素材において具体的な石の種類や木の種類、緑化において具体的な樹種にまで踏み込んだ基準はなく、文化的景観を積極的に保護するツールとして機能するには至っていない。
- (5)個別には、かなり具体的な数値基準(形態・意匠)、特定の色相ではなく自然素材色という基準(色彩)、硬直的な最低水準となり得る絶対的基準によらず個別に影響を判断するという柔軟な基準(高さ)のように、文化的景観保護の観点から参考となる基準内容がみられた。

表8 一般的な区域にない素材に係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
高島市	◆できるだけ石材・木材等の自然素材を用いる ◆伝統的な様式の建築物で形成された地区では周辺と同様の素材
日田市	◆屋根は和型瓦葺 ① ◆外壁は中塗り仕上げ調・漆喰仕上げ調又は板張り調 ① ◆小屋は軸組材に丸太・転用材等を屋根には自然素材を使用 ①②
梶原町	◆屋根は瓦を基本 ①
金沢市	▲風格と落ち着きが感じられる素材に努める ① ▲木材や石材等の自然素材の採用に努める ①②③⑤ ▲伝統素材や地産材の採用に努める ①②③⑤ ▲伝統的街並みと調和する落ち着きある素材に努める ②③⑤ [←外壁の素材等に配慮]

表9 一般的な区域にない緑化に係る景観形成基準

事例名	一般的な区域にない重点区域の基準
高島市	◆汀線・湖岸・主要道路から後退してできる空地には中高木または生垣による緑化に努める ◆樹種の構成・樹木の配置を考慮 ◆敷地内のヨシ原はできるだけ残す ▲敷地内の樹木等をできるだけ残す [←敷地内の樹姿または樹勢が優れた樹木等をできるだけ残す]
宇治市	◆歴史伝承・景観形成に寄与する木竹は保全 ②③
金沢市	◆敷地内の斜面緑地・庭はできるかぎり保全・活用 ①②③④⑤⑥
平戸市	◆できる限り樹木を保全・緑化 ①②

謝辞 本研究は、平成22年度国土政策関係研究支援事業の助成を受けている。また、日田市、高島市、宇治市、金沢市の景観担当者、貴重な助言をくださった新潟大学岡崎篤行教授に謝意を表したい。

参考文献

- 1)小浦久子：文化的景観の計画課題・景観計画における位置づけと重要文化的景観、日本建築学会学術講演梗概集 E-2, pp.459~462, 2008
- 2)大島夕起・岡崎篤行：重要文化的景観における制度運用の全国的実態と課題—景観計画と文化的景観保存計画に着目して—、日本建築学会学術講演梗概集 F-1, pp.1023~1024, 2009
- 3)"The Relation with the Districts Set in the Cultural Landscape Preservation Plan and in the Landscape Plan", Yoichi Imamura, Yuki Oshima, Atsuyuki Okazaki, Journal of International City Planning, pp.1015~1021, 2010
- 4)今村洋一・岡崎篤行：重要文化的景観における重要な構成要素の保護実態、日本建築学会技術報告集, 第40号, pp.1079~1082, 2012.10
- 5)松本将一郎・花岡拓郎ほか：萩選任佐々並市の歴史的環境の保全に関する研究 その2 伝統的建造物群保存制度と文化的景観保護制度による景観保全計画、日本建築学会九州支部研究報告集, 第48号, pp.401~404, 2009
- 6)小浦久子：都市における文化的景観, ランドスケープ研究, Vol.73, No.1, pp.14~17, 2009
- 7)"Preservation of Historic Cities by the Protection System for Cultural Landscapes in Japan", Yoichi Imamura, Yuki Oshima, Atsuyuki Okazaki, Journal of International City Planning, pp.39~48, 2011

注

- 注1)文化財保護法第二条第1項第五号で、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義され、2012年12月31日現在で34地区が選定されている。
- 注2)平取町では、景観計画区域全域を対象とした「基幹計画」に、重点区域のみに適用される「付加計画」で、景観形成基準を上乗せすることになっているが、「付加計画」がまだ策定されていない。
- 注3)山都町では規模に関する基準も設けられているが、一般的な区域と同じ基準であるため、考察対象から除く。
- 注4)前者としては、高島市、日田市、宇治市、梶原町、津野町、金沢市、平戸市、後者としては、山都町、中土佐町、四万十町、千曲市。
- 注5)一般的な区域との比較考察の対象11事例以外では、上勝町において、景観形成基準を「保存」「景観保存要素の修復」「景観阻害要素の修復」「新設の景観要素」に分けて設定していた。
- 注6)各市(日田市、高島市、宇治市、金沢市)の景観担当者による。
- 注7)ただし指導実績はない。

[2013年10月11日原稿受理 2014年1月7日採用決定]